

## 都市計画税使途状況(令和2年度決算)

都市計画税は、地方税法第702条の規定に基づき、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるために課税されている目的税です。

令和2年度の都市計画税(918,357千円)は、以下のとおり都市計画事業費(4,587,973千円)の財源として活用しています。

(単位:千円)

区 分		令和2年度(決算)
都市計画事業費等	街 路	2,353,288
	公 園	227,996
	下 水 道	339,207
	そ の 他	13,327
	市街地開発事業	0
	都市計画事業計	2,933,818
	土地区画整理事業	0
地方債償還額※	1,654,155	
合 計	4,587,973	
財源内訳	地 方 債	858,800
	国・府支出金	402,109
	負担金その他	560,000
	都市計画税収入額	918,357
	一般財源等	1,848,707
合 計	4,587,973	
都市計画税充当割合		20.0%

※地方債償還額は、都市計画事業の財源として借り入れた市債の元利償還金を計上しています。